

防災訓練実施結果報告書

平成27年12月24日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県横須

3番1号

氏名 株式会社グロ

クリマ・

代表取締役社

ジヤ

(法人にあっては)

肇

表者の

(担当者 [REDACTED] 所属 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の場所 及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン (事業区分：加工) 場所： 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
防災訓練実施年月日	平成27年11月4日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	平日の出勤時（通常時間帯）に大地震が発生し、放射性物質の屋外漏出による原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る重大事故による緊急事態を想定。
防災訓練の項目	重大事故を想定した総合訓練
防災訓練の内容	1) 通報・連絡訓練 2) 避難誘導訓練 3) 汚染傷病者対応訓練 4) モニタリング及び除染訓練 5) 外部電源喪失対応訓練 6) 応急・復旧対応訓練
防災訓練の結果の概要	別紙の通り
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙の通り

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

平成 27 年度 防災訓練実施結果報告書 別紙

株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン

重大事故を想定した防災訓練実施結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、弊社の「原子力事業者防災業務計画」第2章第7節に基づいて実施するものである。

今年の訓練は、以下の3点を主な目的として実施し、訓練を通して評価等を行い、緊急事態（原子力災害）に対する災害対応の実効性の向上を図るものである。

- (1) シナリオ非提示型訓練とし、訓練進行係（コントローラ）から事象進展に係る情報を付与し、その情報に基づいて対応判断することにより、原子力防災要員の対応能力を確認し、向上させる。
- (2) 放射性物質の漏出への応急措置対応、一時的管理区域の設置及び環境モニタリングに重点を置いて、放射線管理班、除染班の技能維持状況及び対応能力を確認し、向上させる。
- (3) 一般・原子力事故、一般災害対応組織から原子力災害対応組織へ円滑に移行できることを確認し、改善を図る。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

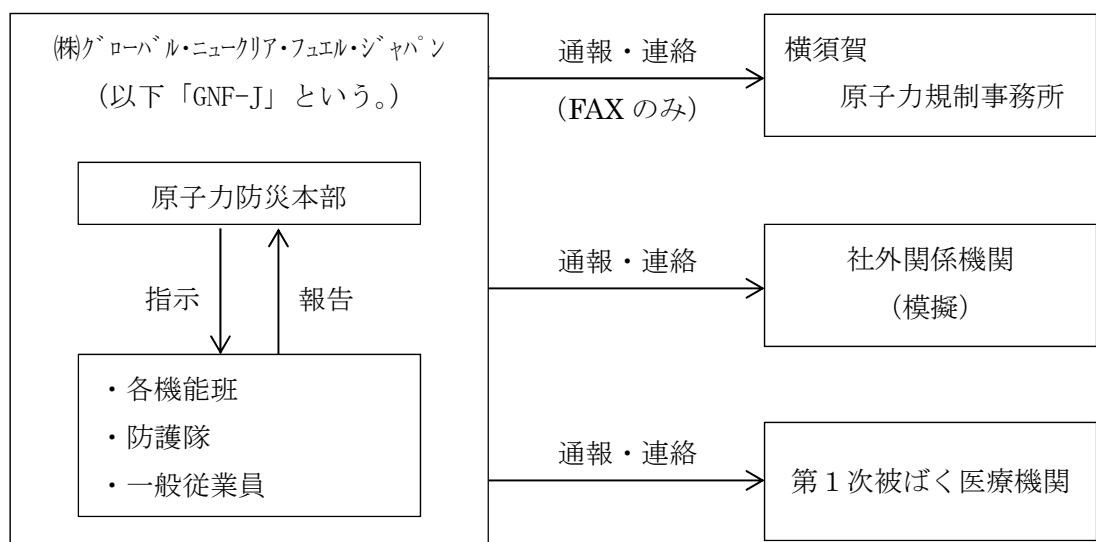
平成27年11月4日（水）13:00～15:00

(2) 対象施設

原子力発電用燃料製造に係る加工棟

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

訓練参加者以外の評価者 2 名（社内における管理職）により、第三者的な観点での手順の検証や対応の実効性について評価し、改善点の抽出を行う。

(3) 参加人数

訓練参加者：268名

訓練評価者：2名（社員）

訓練内容確認者：横須賀原子力規制事務所：3名

訓練視察者：26名

内訳・・神奈川県：4名

横須賀市：6名

近隣自治会長等：16名

4. 訓練の概要

核燃料物質の加工の事業に関する規則に定める事故事象発生・対応中に大地震が発生し、第1種管理区域非常扉からウラン粉末缶が屋外に転げ出て、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害を想定する。

- (1) 平成27年11月4日（水）13:00頃 核燃料物質の加工の事業に関する規則に定める事故事象に該当する第1種管理区域エアモニタ警報発報。以降、初動対応組織による対応実施。
- (2) 13:30に相模湾沖を震源とするマグニチュード7.9、神奈川県東部、横須賀市及びGNF-Jで最大震度6強、GNF-J地震計地震加速度450ガルを記録する大地震発生。以降、防災本部組織による対応実施。
- (3) 14:00に構内を点検中の防護隊員（防災要員）が第2加工棟成型室非常扉から二酸化ウラン粉末缶が転げ出していることを発見し、防災本部へ通報。
- (4) 原子力災害発生
14:06に二酸化ウラン粉末の漏えいに関する通報を受けた防災本部長（社長）が原子力防災本部の立上げ（防災本部からの原子力防災本部への移行）を宣言するとともに原子力災害の蓋然性を考慮し、原子力事業者防災業務計画に定める第1次緊急時態勢を発令。以降、原子力防災本部による原子力災害対応実施。
- (5) 14:17の空気中ウラン濃度測定結果が原災法第10条通報基準の100倍であることが判明し、原災法第15条事象発生。第15条事象発生に伴い原子力防災本部長（社長）が原子力事業者防災業務計画に定める第2次緊急時態勢を発令。以降、原子力防災本部による原子力災害対応実施。
- (6) 同日、政府原子力災害対策本部の原子力緊急事態解除宣言を受けて、訓練終了。

5. 訓練の項目

総合訓練

6. 訓練の内容

(1) 通報・連絡訓練

FAX送信及びFAX着信確認。原子力災害については、原子力災害確認時点から15分以内の第1報送信。

(2) 非難誘導訓練

全従業員、構内在中者の避難誘導、安否確認。

(3) 汚染傷病者対応訓練

AEDによる蘇生、汚染部位の措置及び傷病者連絡票を用いた傷病者の引き渡し等

(4) モニタリング及び除染訓練

測定設備を用いた空気中ウラン濃度測定、除染機材による二酸化ウラン粉末の回収

(5) 外部電源喪失対応訓練

可搬型発電機からの送電

(6) 応急・復旧対応訓練

非常扉部の養生

7. 訓練の評価

「1. 訓練の目的」で設定した3点についての評価結果は以下のとおり。

(1) シナリオ非提示型訓練とし、訓練進行係（コントローラ）から事象進展に係る情報を付与し、その情報に基づいて対応判断することにより、原子力防災要員の対応能力を確認し、向上させる。

【評価】混乱や過った対応は見られず、訓練進行役（コントローラ）からの付与情報に基づき、原子力防災本部内で必要な対応・応急措置を速やかに検討・判断し、実施することができた。

(2) 放射性物質の漏出への応急措置対応、一時的管理区域の設置及び環境モニタリングに重点を置いて放射線管理班、除染班の技能維持状況及び対応能力を確認し、向上させる。

【評価】一時的管理区域の設置、環境モニタリング等、二酸化ウラン粉末漏えい時の応急措置に関する技能は維持されており、環境モニタリング等を速やかに実施することができた。

(3) 一般・原子力事故、一般災害対応組織から原子力災害対応組織へ円滑に移行できることを確認し、改善を図る。

【評価】一般・原子力事故、一般災害対応組織から原子力災害対応組織へ移行する訓練は初めて行ったが、一般・原子力事故、一般災害対応組織責任者の適切な判断・行動により円滑に移行できた。同時に一般・原子力事故対応組織メンバを効果的に活用できた。

8. 前回訓練時の改善点の改善状況

前回の総合訓練（平成26年11月12日実施）において抽出された改善点に対する対応状況は次のとおり。

前回の総合訓練における改善点	対応状況、今回の総合訓練への反映状況
訓練時間を一定の時間内に収めるため空気中濃度確定時間を短縮して実施したが、空気中濃度測定は、短縮内容を明確にしておく必要がある。	空気中ウラン濃度測定等は、可能な限り実時間（実務）に即した訓練とした。
社内のFAX外線着信部署を社外通報先に模擬設定して訓練を行っているが、今後は、個別訓練も含めて社外通報先に実際に通報することを検討する必要がある。	横須賀OFC、共済病院（第1次被ばく医療機関）には実際に通報したが、他の通報先は事前調整が整わず実際に通報することが出来なかつた。他の通報先へ通報については、個別訓練で実際に通報するべく継続して通報先と調整する。
防災本部室移転直後の訓練であったため、室内機器の地震に対する落下防止措置が未実施であった。また、ホワイトボードや書画カメラを新規設置／増設しており、情報記載や資機材操作の習熟が必要である。	パソコン等の落下防止措置実施済み。防災本部内の資機材の取扱いにあっては他の訓練で練度の向上に努めたこともあり、問題は見受けられなかつた。放送にあっては、放送設備の特徴に合わせた取扱い等、改善の余地があるため、継続して改善に取組む。

9. 今後に向けた改善点

訓練において抽出された主な改善点は以下の通り。

- (1) 防災本部および防護隊への情報発信者が、それぞれ1名ずつ配置されていたが、情報が相互に照合されないまま発信される場面があった。異なる質の情報が発信されないように何らかの改善が必要。
- (2) ウラン除染訓練において一時管理区域内の作業者はマスクを着用していたが、機材を渡している管理区域の横にいる作業者はマスクをしていなかった。（管理区域内、管理区域外の境界を設定して装備に変化を加えていたが、屋外であることを考慮する境界設定の是非を考慮し装備等を決める必要がある。）
- (3) 対応すべき項目の漏れ等を防止するために用いるチェックシートは、シンプルで利用しやすい形態に進化させ、外乱が多い状況でも活用できるようにする必要がある。また、重要な判断基準や、原災法第10条・第15条に至る基準・数値等を更に分かりやすく整理し、混乱下でも的確に判断できるようにする必要がある。

10. その他の訓練

(1) 総合防災・保安訓練

平成27年9月29日（火）09:30～15:00

消防計画及び保安規定に基づく火災対応訓練等を実施。

(2) 大地震・大津波に備える緊急措置訓練

10種の緊急措置を年2回実施。大地震・大津波による重大事故の発生を防止するための緊急措置訓練を実施

(3) その他の訓練

核燃料物質の加工の事業に関する規則に定める事故事象、原子力災害、その他一般災害に対する個別訓練等を定期的に実施。

以上